

(様式3)

外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	千葉県	市町村名	習志野市	大学名	
派遣日	令和3年12月27日(月曜日) 9:30~11:10 (1) 開会・挨拶 9:30~9:35 (2) 講話 9:35~10:45 (3) 情報提供 10:45~11:00 (4) 閉会 11:05				
実施方法	派遣 / 遠隔				
派遣場所	講師の勤務地【オンラインでの実施】				
アドバイザー氏名	兵庫県立東はりま特別支援学校長 村松 好子 先生				
相談者	習志野市教育委員会学校教育部指導課				
相談内容	【本市における支援体制の構築について】 本市は日本語指導を必要とする児童生徒が少数散在化しているが、系統的な学習の場となる日本語教室等は未設置となっている。対象児童生徒の支援は、言語・文化指導者という有償ボランティアに頼っている現状だが、日本語を母語としない児童生徒への支援の必要感が高まっている。このような地域における支援体制の構築の在り方について御助言いただきたいと考え、本事業に相談した。				
派遣者からの指導助言内容	『表題 散在地域における外国人児童生徒等の受入と学習支援について』 【日本語指導が必要な児童生徒】 ①日本語での日常会話が十分にできない ②日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動の取組に支障が生じている その他：帰国子女のように現地校で学んだ児童生徒は、日本で育った児童生徒とは文化的背景が違う。配慮をする必要があるか検討 1 日本語指導が必要な外国籍児童生徒の現状について「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 H30」(文科省) (1) 各都道府県の対象児童生徒が多い言語状況を確認 ・南米系の言語が多い都道府県と中国語が多い都道府県では対応が異なる。 ・市の状況に応じた先進例を参照する必要がある。 ・どの都道府県も多言語化が進んでいる。 (2) 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向 ・全国の約半数の自治体に日本語指導が必要な児童生徒が在籍(学校数の25%) ・1~3人程度在籍している公立小・中学校の割合が増加 ・少数在籍校では、対象児童生徒の卒業とともに在籍児童生徒がいなくなることもある。日本語指導が必要な児童生徒に出会った経験のない職員も多くおり、学校ならではの困り感が多々見られる。				

2 受入れに関する課題

(1) 外国人児童生徒等の受入れ課題

ア 市町の支援体制

特化した担当部署設置の難しさや外部指導者が少ない等、予算の確保にも影響

イ 学校の支援体制

短期間で指導者が交代する等、受け入れ体制が整備されにくく、継続的な支援に影響

ウ 教員等の資質

「特別の教育課程」による日本語指導を行うための知識や経験が不足、児童生徒理解のための情報も不足

エ 研修内容等

現場のニーズに対応した研修が少ない、また担当等を離れると学ぶ機会が減り継続されない。

(2) 帰国・外国人児童生徒等の受入れ課題

実際にあった2事例に対して、家族の問題、学校制度の問題、ことばの問題、進路の問題の4視点から整理

- ・多様な背景を理解し（例 母国の教育制度等との違い）、支援体制を整えていくことの重要性
- ・児童生徒の自尊心を守った上で支援することの大切さ（精神面）
- ・家族が日本でどのように生活していきたいのか、将来の見通し等
これらのことを含めて、保護者とよく相談し検討を図ることが大切である。

3 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ「外国人児童生徒等のための受入ハンドブック～指導・支援を充実させるために～」(兵庫県教育委員会)

- ・受入フローチャートを基にした学校全体で取り組むためのチーム作り、保護者からの情報収集にむけたステップ等
- ・学校や学級における多文化共生の理解促進、日本語指導や教科指導を通じた対象児童生徒の自己理解に向けた支援・体制づくり

4 市の課題

『日本語指導へのシフト』の可能性について

○指導者の不足

〈初期日本語指導教室を実施〉(来日直後～2か月間程)

午前：市内の1か所で日本語習得状況に応じた日本語指導

午後：在籍校に戻る

- ・学校生活とつながる日本語指導(例 サバイバル日本語、日本語基礎等)を受けられる
- ・拠点校以外は、巡回訪問

(課題)

送迎(誰が・どのように)の問題(他自治体でも同様)

	<p>(1) 「市の課題への対応」の課題</p> <ul style="list-style-type: none">・市の指針、方向性・管理職との共有・日本語指導ができる指導者（スキルアップ、大学との連携等）・支援を必要、終了とする根拠（DLA 等アセスメント活用）・保護者支援等 <p>5 「特別の教育課程」による日本語指導例</p> <p>(1) 指導の様子を「いつ」「どこで」「誰が」「何語で」「何をやる（指導内容）」の5観点で例示</p> <p>(2) 日本語指導を実践していく上でキーワードとなるようなポイント含めた実践7つを例示</p> <ul style="list-style-type: none">・日本語教室では先行学習（在籍学級で自信をもって授業参加できるように）・DLA による日本語能力の見取り (東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター：使い方映像マニュアル有)・サバイバル日本語は『記憶に残るように体験も有効』、日本語で「読む」「書く」力をつけるためには、『読書記録』が効果的等 <p>6 児童生徒の日本語能力の把握について</p> <ul style="list-style-type: none">・DLA の紹介 (参考資料紹介及び資料提供)
相談後の方針の変化、今後の取組方針等	<p>申請をお願いする段階でお伝えした本市における課題について、その解決に向けた情報を多面的に提供いただき、改めて広い視点から課題を捉え直し、検討する必要性を感じた。</p> <p>本市は、長年様々な言語に秀でた言語・文化指導者を活用し、学校生活への適応を図ってきたが、国の方向性や指導者の不足等を鑑み、言語・文化指導者を活用しつつ、併せて日本語指導体制への検討を進めたい。モデル校を使った実践検証を例に、「特別の教育課程」「個別の指導計画」の整備を進める必要もあるだろう。これは、兵庫県の日本語指導推進校で行われていた「誰もがわかる学習指導」に挙げられているユニバーサルデザインや具体物等を生かした授業作り等、通常学級（日本語を母語としない児童生徒の在籍学級）での指導・支援の検討も含め、特別支援教育の視点も参考にしながら進められるのではないかと。</p> <p>実施に向けては、校務分掌や教育課程の見直し等の学校運営に関わることであり、学校の管理職や教職員の理解が欠かせない。まずは、根幹となる指針・方向性について検討に入ると共に、担当課だけでなく、学籍を扱う教育委員会他課とも情報共有を図りたい。村松先生が仰っていた「対象児童生徒の自立」に向けて必要な情報を集め、共有・提供できるような体制づくりを進めていきたい。</p>

1枚にまとめる必要はありませんので詳細に記載願います。

なお、本報告書の内容は、文部科学省ホームページで公開いたします。